■ 第1章 高槻市みどりの基本計画の基本的事項

1. みどりの基本計画とは

1.1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、対象区域は、市街化区域だけでなく、本市の特徴である、森林や農地、里山などの自然環境に恵まれた市街化調整区域も含まれます。

本計画では、将来のみどりの総合的な保全・整備の方針を定めることにより、みどりや生物多様性の課題を多様な主体や市民の参画のもとで解決しながら、本市のみどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めることをめざしています。

1.2 計画策定の背景

本市では、平成 23 (2011) 年度に「高槻市みどりの基本計画」(計画期間: 平成 24 年度~令和 3 年度) を策定し、計画期間の中間年となる平成 28 (2016) 年度に、計画の進捗状況や市民意識調査などを踏まえ、改定計画(計画期間: 平成 29 年度~令和 3 年度)の策定を行いました。

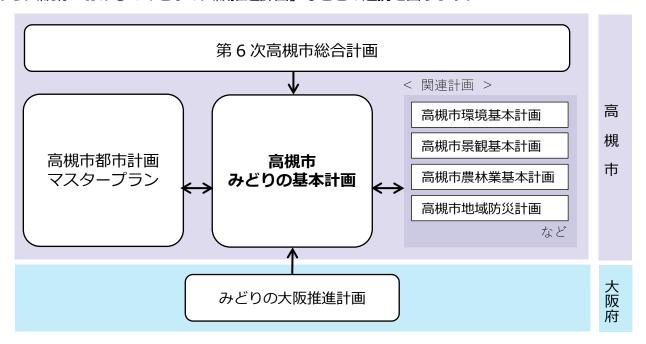
みどりを取り巻く動向では、平成 23 (2011) 年度に都市緑地法運用指針が一部改正され、緑の基本計画策定の際の留意事項に「生物多様性の確保」の視点が追加となり、平成 29 (2017) 年 6 月には都市緑地法などが一部改正され、民間主体が市民緑地を整備・公開することができる「市民緑地認定制度」などの新たな制度が創設されました。

社会状況の変化では、以前から課題となっている継続的な人口減少や少子高齢化に加えて、近年は大規模地震や地球温暖化に伴う気候変動による水害・土砂災害などが多く発生し、私たちの暮らしにおいて、自然の脅威を痛感することで、みどりの保全・活用による持続可能な安全・安心なまちづくりへの期待も増しています。また、令和 2 (2020) 年には新型コロナウイルス感染症が発生・拡大し、新たな生活様式への変化を求められており、改めて身近な公園や緑地の価値や必要性が認識されるようになりました。

このような社会状況のなか、本市では令和3 (2021) 年に安満遺跡公園が全面開園しました。本公園は民間活力を導入することで、質の高い効率的な管理運営に取り組んでおり、市民と育てつづける公園づくりをコンセプトに市民主体での様々な活動が行われています。開園以降は、ライフスタイルにあわせて利用できる公園として市内外から多くの利用者が訪れ、関西圏の公園の中でも、魅力ある公園として高く評価されています。この公園の開園を契機として、これからのみどりのまちづくりをさらに発展させるため、本市の現況や課題を整理し、今後のみどりの将来像や方針、施策などを示した新たなみどりの基本計画を策定しました。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第6次高槻市総合計画」や都市計画の基本方針である「高槻市都市計画マスタープラン」、関連計画である「高槻市環境基本計画」、「高槻市景観基本計画」、「高槻市農林業基本計画」、「高槻市地域防災計画」などとの調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から大阪府における「みどりの大阪推進計画」などとの連携を図ります。



1-1 計画の位置づけ

1.4 対象地域

計画の対象地域は高槻市全域(都市計画区域:面積約10,529ha)とします。

1.5 計画期間

本計画では、上位計画である「第6次高槻市総合計画」(計画期間:令和3年度~令和12年度)の策定を踏まえ、目標年次を令和13(2031)年度とし、計画期間を令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

なお、社会動向の変化を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 計画の構成

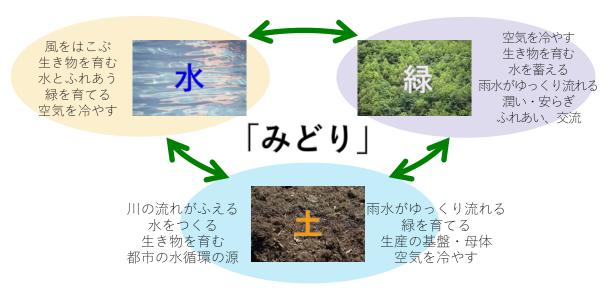
本計画では、本市のみどりの現況を踏まえ、課題を解決しながら実現していきたい将来の姿として「めざす将来像」を示しました。そして、その実現をめざし、市民がわかりやすく、実行性のある計画となるよう、みどりのまちづくりの「基本方針」を定め、その中で分野ごとの「施策」やこれからの 10 年で取り組む「重点施策」を展開しています。また、実現への歩みを確実に把握するための「指標」を設定し、今後の本市の取組を明確にしました。



1-2 計画の構成

3. 本計画で対象とする「みどり」

本計画では、水と緑と土を、包括的有機的に結合した「みどり」と捉えます。樹木や草花などの植物のほかに、森林、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどのオープンスペースに加えて、水や土壌などの自然的要素を含むものを「みどり」の対象とします。また、みどりを守り拡充するための啓発活動や環境教育、みどりのまちづくり活動なども本計画の対象とします。



1-3 みどりの要素イメージ

4. みどりの機能

みどりは、安全・安心な暮らしを支え、潤いや安らぎを与えるとともに、生き物の生息・生育地 を保全し、人と生き物が共生する都市を形成します。みどりが有する多様な機能をグリーンインフ ラとして活用することで、魅力的な都市を持続可能な形で維持・形成していくことができます。

■都市環境の維持・形成

- ●温室効果ガスの吸収
- ●ヒートアイランド現象の緩和
- ●水循環の促進
- ●騒音・振動の緩和 など

■安全性・防災性の向上

- ●雨水の浸透・貯留による調節、都市型水害の軽減
- ●災害時の避難場所、災害救助活動の拠点
- ●火災発生時の延焼防止
- ●土砂崩れの防止 など

■景観の形成

- ●遠くに望むことができるまとまった森林
- ●身近に目にできる斜面林
- ●身近な水辺である河川敷やため池
- ●歴史的・文化的価値のある遺跡や社寺林 など

■健康・レクリエーションの場

- ●休息・スポーツ・散歩など健康維持の場
- ●遊びや学習の場
- ●コミュニティ形成の場
- ●生き物とのふれあいの場 など

■生物多様性の保全

- ●さまざまな生き物の生息・生育の場所
- ●健全な生態系の維持
- ●生物資源・遺伝子情報の保全
- ●人と生き物との共生実現 など

1-4 みどりの機能

5. みどりをめぐる動向

5.1 社会動向

近年のみどりをめぐる社会動向として、国内では、地球温暖化の影響による集中豪雨などの自然 災害が全国で頻発するとともに、生態系においては、特定外来生物の増加や絶滅危惧種などの希少 動植物の減少が懸念されるなど、私たちの生活を取り巻く自然環境の問題は日々深刻化しています。

また、本市においては、平成 30 (2018) 年に大阪北部地震が発生し、多くの被害が発生するとともに、台風第 21 号の影響により北部の森林に甚大な被害が生じました。

こういった自然環境の変化や自然災害をきっかけとして、温室効果ガスの吸収源となり、台風や 豪雨などによる自然災害を軽減させる森林・農地などのみどり、災害時の避難場所となる公園・緑地、 多種多様な生き物が生息できる里山など、みどりが有する多面的な役割に大きな期待が寄せられて います。また、昨今は世界的に流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、私たちの生 活様式が変容し、日常の癒しや安らぎなどの生活の豊かさをみどりに求めるようになるなど、みど りの重要性が再認識されています。

5.2 国の動向

国においても、都市における緑とオープンスペースの政策に新たな展開がみられます。温暖化の 影響や近年の社会情勢の変化などを背景に、安心・安全なまちづくりに加え、心の豊かさやゆとり を求めるものへ国民意識が変化するなか、みどりが有する多機能性を地域や市民のために最大限に 引き出す方向へと移行しています。

平成 23 (2011) 年には都市緑地法運用指針が改定され、生き物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するための生物多様性の確保の視点が提示されました。 平成 29 (2017) 年には、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法などの改正が行われ、市民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用が示されました。

令和元(2019)年には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が施行され、国から都道府県及び市町村に対して、私有林人工林面積、林業の就業者数、人口に応じた森林環境譲与税が交付されることとなり、現在、市町村の森林整備などへの活用が図られています。

また、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用推進のための「グリーンインフラ推進戦略」が 公表され、みどりを含む自然環境が有する多様な機能を活用して、地域の課題解決、魅力ある都市 づくりを進めていくための取組が示されました。

5.3 国際的な動向

近年の国際的な動向として SDGs(エスディージーズ)が注目されています。SDGs とは、平成 27(2015) 年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェン ダ」に含まれる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称です。

SDGs では、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、気候変動に至るまで、21 世 紀の世界が抱える社会・経済・環境面の課題を包括的に挙げ、「誰ひとり取り残さない」ことをめ ざし、達成すべき 17 の目標と 169 の達成基準、232 の指標を設けています。それを達成するた めに、途上国や先進国にかかわらず、国、地方公共団体のみならず、事業者、団体、市民など、あ らゆる主体が持続可能な社会を築くために行動することが求められています。

みどりのまちづくりにおいても、SDGs の考え方を踏まえ、経済・社会・環境の三側面における 持続可能な取組を推進していくことが必要です。本計画では、多様な主体と連携して取組を進める ことで、以下に挙げる10の目標の達成に寄与します。





















1-5 本計画に関連する SDG s の 10 の目標

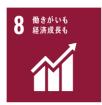
SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































1-6 SDGs の 17 のゴール 資料:国際連合